

R2（2020）. 6. 26

第1回策定部会

議題 1

大分市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

1. 大分市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

(1) 計画策定の趣旨

成年後見制度は認知症高齢者や障がい者など判断能力が不十分な方を財産管理や日常生活の支援等を通して、法律的に保護する制度であり、平成12(2000)年4月からスタートしました。

成年後見制度の活用を通じて、援助を必要とする方を社会全体で支え合うことは喫緊の課題ですが、必ずしも制度が十分に活用されていなかったため、国では「成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下、促進法という。平成28年(2016)法律第29号)」を施行し、「成年後見制度利用促進基本計画(以下、計画という。平成29(2017)年3月24日閣議決定)」を策定しました。

促進法では、市町村が計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めることを努力義務としており、本市においても、成年後見制度の利用促進を通して、自己決定権の尊重の理念と本人保護の理念を調和させる観点から、関連する施策を総合的・計画的に推進させるため、令和3(2021)年3月を目途に新たに「大分市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

(2) 計画期間

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3カ年

(3) 計画策定にむけた取組み

計画策定にあたっては、幅広い視野から協議を行うため、学識経験者、関係団体の代表者、市民の代表者等により構成される「大分市地域福祉計画策定委員会(以下、策定委員会という。)」の下に「大分市成年後見制度利用促進基本計画策定部会(以下、部会という。)」を設置し、部会において作成された最終案を策定委員会で決定します。

また、パブリックコメント等を実施することで、広く市民からの意見を把握し策定いたします。

2. 策定部会のスケジュールについて（案）

以下のスケジュール表のとおり実施いたしたい。

年	月	内容
令和元 (2019)	12	議会報告(厚生常任委員会)
令和2 (2020)	2	大分市地域福祉計画策定委員会において、策定方法の提案
	6	第1回策定部会
	8	第2回策定部会
	10	第3回策定部会
	11	大分市地域福祉計画策定委員会において、素案の決定
	12	・議会報告(厚生常任委員会) ・パブリックコメント実施
令和3 (2021)	2	・大分市地域福祉計画策定委員会において、最終案の決定 ・市長報告
	3	議会報告(厚生常任委員会)
	4	大分市成年後見制度利用促進基本計画計画期間スタート